

潟上市総合発展計画検討委員会設置要綱

平成17年10月21日

告示第147号

改正 平成17年11月21日告示第156号

平成19年3月12日告示第24号

平成21年3月25日告示第44号

平成22年9月16日告示第108号

(設置)

第1条 本市の総合的、計画的な指針となる潟上市総合発展計画（以下「総合発展計画」という。）の策定において、市民の広範な意見を反映させるため、潟上市総合発展計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合発展計画の検討及び政策提案に関すること。
- (2) 総合発展計画の推進に関すること。
- (3) その他総合発展計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議長、副議長及び常任委員会委員長
- (2) 行政委員会等を代表する者
- (3) 各種団体等を代表する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事項を処理するために必要な期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開するものとする。ただし、議長は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月21日から施行する。

附 則（平成17年11月21日告示第156号）

この告示は、平成17年11月21日から施行する。

附 則（平成19年3月12日告示第24号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日告示第44号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月16日告示第108号）

この告示は、平成22年9月21日から施行する。